

令和4年度事業計画書



社会福祉法人八戸市社会福祉協議会

■ 基本理念

誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
～ともに生き、つながりを絶やさない地域づくりを目指して～

■ 基本方針

少子・高齢化の進展や家族形態の変化により、地域コミュニティの衰退が進んでおり、社会的に弱い立場にある方々が地域社会から孤立し、生活課題が深刻化していくことが社会問題となっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、多くの人々の生活に様々な影響を及ぼしており、前年度から引き続きコロナ禍における“新しい生活様式”に対応した事業の展開が求められています。

このような状況のもと、本年度は第4期地域福祉活動計画の初年度となることから、基本理念である「誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり～ともに生き、つながりを絶やさない地域づくりを目指して～」の実現に向けて、地域住民をはじめ、各種団体、行政と連携・協働し、地域福祉推進を担う中核組織として、地域支援、個別支援の一体的な取り組みに努めます。

また、福祉サービスを必要とする方々が適切にサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見センター事業、法人後見事業による要援護者の自立支援と権利擁護の推進や各種相談支援事業を実施し、安心して地域で自立した生活が送れるよう支援します。特に成年後見センターの運営については、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、圏域における相談体制等の充実を図ります。

これらのことを踏まえ、子供から高齢者まで住み慣れた地域で支えあい、生きがいを持ち安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、事業計画に沿った、総合的な事業の推進に努めてまいります。

■ 基本目標

- I みんなで支え合う地域づくり
- II 福祉の心を育む人づくり
- III 安心して暮らせる地域づくり
- IV 信頼される運営基盤づくり

■ 実施計画

I みんなで支え合う地域づくり

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、地域における多世代間での交流、話し合いを通じて解決につなげられる場の充実に努めます。また、住民の福祉意識を醸成し、住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、見守り・助け合いの活動を促進することで、みんなで支え合う地域を目指します。

(1) 地区社協への支援

①地区社協の育成支援

地区社協で実施している活動の情報交換の機会を増やすなどして、活動の地域差の解消、未設置地区の解消を図り、地域での支え合いの活動を推進する。

②地区社協の活動支援

地区社協と市社協が、車の両輪となって協働し、地域の生活・福祉課題を一緒に考え、解決に向けて取り組んでいけるよう、地区社協の運営・活動における相談を受け付けるとともに、運営や活動従事者への研修を行う。

(2) 住民同士の支え合いの促進

①ほのぼのコミュニティ21推進事業の実施【市委託事業】

- ・ほのぼの交流協力員事業
- ・見守り活動連絡会及び研修会の開催

②八戸市高齢者生きがいと健康づくり推進事業の実施【市委託事業】

- ・各地区社協での高齢者ほっとサロンの開催
- ・三世代交流事業、ニュースポーツ講座、シニアいきいき講座の開催
- ③子育てサロン事業の実施【市委託事業】
 - ・各地区社協での子育てサロンの開催
 - ・キッズフェスティバルの開催
- ④ファミリーサポートセンターの運営【市委託事業】
 - ・子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行い方（提供会員）の登録及び紹介業務を行う。
 - ・八戸圏域連携中枢都市圏内の会員増強を図る。
 - ・会員の研修会及び交流会を開催

（3）福祉ニーズの把握

①地域福祉懇談会の開催

定期的に地域福祉懇談会を開催し、情報交換や意見交換をすることにより、地域の福祉課題を共有するとともに、住民の福祉意識を高める。

Ⅱ 福祉の心を育む人づくり

地域福祉の推進には、地域の人々の理解と協力が必要です。地域福祉に触れるきっかけとして、地域福祉情報やボランティア活動情報の発信、福祉教育・体験、イベントの開催等を行い、地域で協力し合える関係を築きます。

（1）福祉教育の推進

①ボランティア推進校事業の実施

児童・生徒を対象とし、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域でのボランティア活動等を通して、思いやりの心を育て、お互いに助け合う力を育むことを目的にボランティア推進校を公募し、活動費を助成する。

②出前講座の実施

車椅子体験、高齢者疑似体験、点字体験、知的障がい者体験等の出前講座を開催し、市民の福祉意識の啓発を図る。

（2）ボランティア活動への参加促進

①ボランティアセンター運営事業

ア、ボランティア活動情報の発信

- ・ホームページや社協広報紙への情報掲載
- ・ボランティア活動メニューの作成

イ、ボランティアコーディネート機能の強化

- ・ボランティアの登録受付及び活動紹介
- ・ボランティア活動保険の加入促進
- ・福祉施設ボランティアコーディネーター養成講座の開催

ウ、多様なボランティア講座の開催

- ・ボランティア入門講座の開催
- ・点字体験講座の開催
- ・知的障がい者体験講座

エ、善意銀行の運営

- ・寄付物品の預入、払出
- ・車椅子の貸出

オ、ボランティア団体等のネットワークづくり

- ・ボランティア・市民活動フェスティバルの開催
- ・愛の輪レクリエーションの開催

カ、企業の社会貢献活動への支援

- ・企業からのボランティア相談に応じ、活動先などの紹介を行う。

②シニアはつらつポイント事業【市委託事業】

高齢者が介護施設等で行ったボランティア活動に対して、金券等との交換や福祉団体への寄付ができるポイントを付与する事業に取り組み、高齢者の社会参加や地域貢献活動を支援する。

(3) 活動の担い手の養成

①活動の担い手の養成

地域福祉活動に関する広報の充実を図り、若い世代や子育てを終えた世代、退職を控えた世代が気軽に地域福祉活動に参加できるきっかけづくりとなるようなイベントや体験プログラムなどを検討し、地域福祉活動の仲間（担い手）を確保する。

Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

誰もが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で、一人ひとりの権利や生活が守られ、安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。また、災害時のボランティアの体制づくりやネットワークづくりを進めます。

(1) 地域での自立支援体制の充実

①八戸市生活自立相談支援センターの運営【市委託事業】

(生活困窮者自立相談支援事業)

- ・生活困窮者の自立相談支援
- ・住居確保給付金の相談及び申請の支援
- ・家計相談支援

②たすけあい資金の貸付及び生活福祉資金の貸付相談

③フードバンクの実施

一時的に生活に困窮している世帯に、市民や企業から寄付された食料を提供し、生活を支援する。また、「八戸こども宅食おすそわけ便」を隔月1回開催し、社会的に孤立しがちな子育て世帯の支援に取り組む。

④ふれあい相談所の運営

- ・なんでも相談（毎週水曜日・金曜日 10時～15時 祝日休）
- ・法律相談（毎週火曜日、法テラスとの共催により実施 祝日休）

⑤障がい者への就労支援事業等の実施【市委託事業】

- ・障がい者就労サポーター養成講座の開催
- ・障がい者就労支援団体ネットワーク事業の実施
- ・八戸圏域連携中枢都市圏連携事業障がい者福祉合同研修会等の開催

⑥福祉安心電話サービス事業の実施【南郷地区のみ市委託事業】

- ・青森県社会福祉協議会との協働により緊急通報装置の設置運営を行う。

⑦福祉団体との連携と育成

- ・民生委員児童委員協議会との連携による相談や支え合い体制の充実
- ・福祉団体の活動支援

⑧社会福祉法人のネットワーク構築事業

社会福祉法人制度改革により、地域における公益的な取組が、社会福祉法人の責務として明確化されたことに伴い、社会福祉法人がともに、複雑化・複合化した地域生活課題に取り組む体制を構築する。

(2) 権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業【県社協委託事業】

認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状態にあり、日常生活に不安のある方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の支払、大切な書類の保管等の援助を行う。(活動範囲：八戸圏域連携中枢都市圏内)

②成年後見センター事業【市委託事業】

(活動範囲：八戸圏域連携中枢都市圏内)

- ・権利擁護の総合相談
- ・市民後見推進事業（フォローアップ研修）
- ・成年後見制度の研修、啓発（成年後見制度説明会・成年後見セミナー等）
- ・成年後見ネットワーク会議

②市民後見人の後見監督業務

市民後見人が受任しているケースについて、家庭裁判所からの要請に応じて後見監督人を受任し、判断能力が不十分な方の財産管理と身上監護を行う市民後見人の活動を支援する。

④法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により、意思決定が困難な人の判断能力を補うため、市社協が成年後見人等を受任し、被後見人等の財産管理、身上監護を行うことで、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、その権利擁護を支援する。

(3) 災害時の支援体制の充実

①災害ボランティアコーディネーターの育成

県社協等が開催する「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の受講を促進し、市民に災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの役割、必要性に対する理解を広げる。

②災害ボランティアセンターの設置・運営訓練

八戸市等の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、災害時の体制整備を図る。

③災害ボランティアの啓発活動

災害ボランティア展を開催し、広く市民へ災害ボランティア活動の理解促進を図る。

④災害ボランティアネットワーク八戸との連携

災害ボランティアネットワーク八戸加入団体との情報交換会を開催するとともに、災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを定期的に行う。

(4) 福祉サービスの充実

①介護保険サービスの実施

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- ②苦情解決窓口の設置
 - 本会が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情の解決を図るため、苦情解決窓口を設置
 - 苦情対応第三者委員会の開催
- ③福祉人材の育成
 - 八戸福祉人材バンクの運営【県社協委託事業】
 - 社会福祉士等の実習生の受入
- ④福祉バス受付事務【市委託事業】
- ⑤歳末たすけあい募金配分事業
- ⑥地域密着型サービス外部評価
- ⑦指定管理施設運営
 - 八戸市総合福祉会館（はちふくプラザねじょう）
 - 八戸市児童館（15館）
 - 八戸市立南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター南郷

IV 信頼される運営基盤づくり

I～Ⅲの目標達成のために、市社協が担うべき役割を再認識し、地域資源や取り組むべき課題について分かりやすく伝え、活動への幅広い層の参加につながるよう、広報の強化に取り組みます。また、地域や専門職等から把握した情報を、各関係団体や関係機関、行政と連携した包括的な支援につなげられる人材育成に努めます。

（1）組織運営事業

①理事会等の開催

住民とともに、地域福祉事業を効果的に実施していくために、理事会、評議員会、正副会長会議を開催

②監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施

③情報公開

法人の運営状況や財務状況をホームページで公表

（2）自主財源の確保

①会員の拡大

住民主体の福祉活動の推進や法人の適正な運営を維持するため、安定した会費収入の確保に向けて、会費の使途や市社協の活動を「見える化」し、会員制度への理解と加入促進を図る。

区分	年額	内容
一般会員	2000円（1世帯）	町内会
団体会員	2000円（1口）	各種団体等
特別会員	2000円（1口）	個人
	5000円（1口）	企業
施設会員	2000円（1口）	社会福祉関係施設

②共同募金運動の推進

共同募金は、さまざまな民間の地域福祉活動や災害時支援に役立てられており、市社協の地域福祉事業にも配分され、貴重な活動財源となっている。共同募金のしくみや使途の周知を図り、共同募金運動の参加を促進する。

（3）職員の資質向上と人材育成

職員の専門性を高めるため、資格取得を促進するとともに、内部研修、外部研修などに積極的に参加させ、業務に必要な知識の習得、他市町村社協との情報交換を図り、職員の資質向上に努める。

（4）広報活動の充実

①広報誌の発行（年4回 各11,000部 企業広告の掲載）

②インターネットを活用した広報（ホームページ・フェイスブック）

③八戸市社会福祉大会の開催

- ・社会福祉に功績のあった方の表彰及び記念講演の開催

令和4年10月19日（水）13時30分 八戸市公会堂